(学生用)発明と特許出願にかかるQ&A

ここでは学生の皆さんが発明に関与した場合に生じるであろう疑問についてお答えします。

- Q 大学で行った研究で発明の創出に関与しましたが、 なぜ権利の譲渡が必要なのですか?
 - A 学生のなした発明の「特許を受ける権利」は学生に帰属します。 大学は当該権利を活用・社会展開するために特許出願を行いますが そのためには皆さんに権利を譲渡してもらう必要があります。
- Q 大学に権利を譲渡した後はどうなるのですか?
 - A 大学が出願人となり、特許出願の手続きを行います。 発明をなした皆さんの名前は、<u>発明者として掲載</u>されます。 大学は、大学に権利を譲渡した発明者に対し、出願の対価として 下記の通り補償金をお支払いしています。
- O 大学に権利を譲渡しないとどういうことが起きるのですか?
 - A 大学は権利の譲渡なく特許出願できません。 そこで、特に第三者(企業等)との契約に基づき研究に従事する 場合には、皆さんに必要な説明を行ったうえで、大学の発明の 取扱いに同意いただける場合にのみ従事いただくこととしました。
- 〇 同意書(共同・受託研究用)に同意しないことによって何か不利益は生じるのでしょうか?
 - A 同意いただけない場合、企業等との共同研究等に影響する ことから、当該プロジェクトにはご参加いただけません。 ただし、大学は、皆さんの自由な研究課題への取り組みを 妨げるものではありません。
- O 大学に譲渡した権利を、自分で使うことはできますか?
 - A 試験・研究の範囲であれば可能です。 ただし、商業目的で使用したい場合には、大学や他の権利者の 許諾(企業等と共同で出願している場合など)が必要となります。

- O 大学に権利譲渡証書を提出したあと、出願するうえで、何か手続きなどはありますか?
 - A 外国出願するとき、米国等、一部の国では、大学に提出する権利 譲渡証書とは別に、宣誓書に発明者全員のサインが必要です。 その場合は別途、署名をお願いします。
- O 大学を卒業(修了)しました。何か大学に対して行うことはありますか?
 - A 権利譲渡の際にお知らせいただいた連絡先や氏名・住所に変更があった場合は、知的財産係までお知らせください。 補償金のお支払い関係でお問い合わせすることがあります。
- Q 補償金はどういう種類があるのですか?
 - A 補償金には、出願時に支払われる「出願補償金」、 権利登録時に支払われる「登録補償金」、 また権利が実施され、大学が収入を得たときに支払われる 「実施等補償金」があります。 金額や計算方法は職務発明規則運用細則をご確認ください。
- Q 補償金はいつごろ支払いされるのですか?
 - A 出願及び登録補償金は年に2回、支払い処理を行っていますが、 手続きのタイミングにより、出願・登録から最長1年半ほどの 時間を頂戴する場合があります。 実施等補償金は入金の都度、支払処理を行っています。
- Q 知的財産に関する大学HPはありますか?
 - A 下記になります。研究推進機構HP「知的財産の手続き」 https://www.ripo.ynu.ac.jp/researcher/result/ipconsultation/ まずはこちらを確認いただき、なお不明点がある場合は、 下記にある、sangaku.chiteki@ynu.ac.jp へご連絡ください。

問い合わせ先 産学・地域連携課 知的財産係 E-mail:sangaku.chiteki@ynu.ac.jp